

事 務 連 絡
平成30年5月22日

各都道府県教育委員会総務課
各指定都市教育委員会総務課
各都道府県私立学校主管課
各 国 公 私 立 大 学
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体学校設置会社担当課

御中

スポーツ庁健康スポーツ課

「スポーツ実施率向上のための行動計画（案）」の送付
及びパブリックコメントの実施について（参考送付）

「第2期スポーツ基本計画」（平成29年3月24日策定）では、成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%程度とする目標を掲げているところ、平成29年7月7日にスポーツ庁長官よりスポーツ審議会に対してスポーツ実施率の飛躍的な向上に向けて、広く国民全体に向けたスポーツ実施率の向上のための新たなアプローチや即効性のある取組を行動計画として取りまとめるよう諮問が行われました。これを受け、スポーツ審議会の下に健康スポーツ部会を設置し、スポーツ実施率の飛躍的向上に向けた方策をこれまで5回にわたり調査審議し、このたび「スポーツ実施率向上のための行動計画（案）」として提示しました。

上記行動計画案では、国民「全体」を対象としたスポーツ実施率向上のための取組を俯瞰しつつ、個別的に「子供」（特に幼児期）、「ビジネスパーソン」、「高齢者」、「女性」、「障害者」を対象として取り組むべき施策をまとめております。

現在、今後の議論の参考とするために5月17日（木）から5月31日（木）の間でパブリックコメント（意見公募手続）を実施しております。なお、本パブリックコメントにおいて提示させていただいている「スポーツ実施率向上のための行動計画（案）」は5月11日（金）に行われた第5回健康スポーツ部会における配布資料と同一のものです。本行動計画は、第5回における委員の皆様からの御意見の反映、今後の健康スポーツ部会での検討を踏まえて、策定されることとなります。

策定された際には改めて御連絡いたしますが、今後のスポーツ・健康に関する取組の検討において参考としていただければ幸いです。

なお、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校等に対して、国立大学法人及び公立大学法人におかれては、附属の中学校等に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校に対して周知されるようお取り計らい願います。

【本件連絡先】 スポーツ庁健康スポーツ課 企画係
電話 03-5253-4111 (内線 2688)
E-mail kensport@mext.go.jp